

# 横浜市の情報公開と個人情報保護 令和5年度運用状況報告書

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

横浜市市民局市民情報課

横浜市における情報公開、個人情報保護及び個人番号の利用等に関しては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例、横浜市個人情報の保護に関する条例、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定めるところにより運用しています。

それぞれの条例により、運用状況を取りまとめ、公表すべきものとされており、ここに令和5年度の運用状況を公表します。

## 目 次

1	情報公開制度	1
2	個人情報保護制度	15
3	審査請求の処理状況	25
4	市民情報センター利用状況	30

### 《凡例》

- 情報公開条例 : 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）
- 旧情報公開条例 : 令和4年12月横浜市条例第41号による改正前の情報公開条例
- 保護条例 : 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）
- 旧保護条例 : 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）
- 保護法 : 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 市会保護条例 : 横浜市会個人情報の保護に関する条例（令和5年2月横浜市条例第6号）

※ 特段の断りのない限り、令和6年3月31日現在の情報を掲載しています。

# 1 情報公開制度

## (1) 情報公開制度の概要

### ア 情報公開制度のあらまし

我が国における情報公開の歴史は、自治体から始まりました。

国において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）が制定されたのは平成 11 年ですが、横浜市では「横浜市公文書の公開等に関する条例」を昭和 62 年に制定しています（市町村では昭和 57 年の山形県金山町が、都道府県では昭和 58 年の神奈川県が条例の元祖とされています。）。市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的に、公文書公開条例を全部改正して横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「情報公開条例」といいます。）を制定し、情報公開制度を運用しています。この制度は、市が保有する行政文書を市民の求めに応じて開示するだけでなく、市政に関する情報を積極的に市民に公表し、又は提供するとともに、附属機関の会議や出資法人等に係る情報も公にすることで、情報公開の総合的な推進を図るものです。

### イ 実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 項）

情報公開を実施する機関は、市長、市会議長、公営企業管理者（水道事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに市が設立した地方独立行政法人（公立大学法人横浜市立大学）です。

### ウ 開示請求の対象となる行政文書（情報公開条例第 2 条第 2 項）

開示請求の対象となる行政文書は、次の要件を満たすものです。

- (ア) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）であること。
- (イ) 実施機関の職員が組織的に用いるものであること。
- (ウ) 実施機関が保有しているものであること。

ただし、次に掲げるものを除きます。

- a 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- b 規則で定める市の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### エ 請求権者（情報公開条例第 5 条第 1 項）

何人も、情報公開条例の定めるところにより、実施機関が保有する行政文書の開示を請求することができます。国籍も住所も問いませんし、団体（法人格の有無も不問）としても請求できます。

### オ 開示請求に対する決定等（情報公開条例第 11 条、第 12 条）

開示請求があった日の翌日から起算して、横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）第 1 条第 1 項の横浜市の休日を除いて 10 日以内に、開示・不開示の決定を行います。

す。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、受付日の翌日から起算して 60 日以内に限り決定期間を延長することができます。

また、請求に係る行政文書が著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、特例として相当部分につき 60 日以内に決定し、残りの行政文書については相当の期間内に決定をすることができます（いわゆる「特例延長」）。

#### **カ 不開示情報（情報公開条例第 7 条第 2 項）**

請求のあった行政文書は原則開示ですが、次の不開示情報に該当する場合は、開示しないことができます。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 行政機関等匿名加工情報又はその作成に用いた保有個人情報から削除した保護法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項の個人識別符号
- (ウ) 法人等に関する情報
- (エ) 審議検討協議情報
- (オ) 行政運営情報

#### **キ 存否応答拒否（情報公開条例第 9 条）**

請求のあった行政文書の存否を答えることで結果的に不開示情報を開示することとなる場合は、行政文書の存否自体を明らかにしない決定をすることができます（いわゆる「グローマー拒否」）。

#### **ク 開示手数料等（情報公開条例第 18 条及び別表）**

開示請求自体の手数料は徴収しませんが、写しの交付及びその送付に要する費用については、手数料として請求者に御負担いただきます。

#### **ケ 情報公開の総合的推進（情報公開条例第 29 条～第 32 条）**

行政文書の開示のほか、市政に関する情報の積極的な公表と提供、附属機関の会議の公開、出資法人等の情報公開を実施しています。

### **(2) 保有個人情報に対する本人の請求（個人情報の保護に関する法律第 76 条、第 90 条、第 98 条）**

(1) では、行政文書一般に対する開示請求制度について述べましたが、この場合、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示となります（請求者が自己に関する情報を請求する場合であっても）。

一方、これとは別に、自己を本人とする情報の開示等を求める制度があります。

何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報について、開示請求を行うことができます。

さらに、開示を受けた保有個人情報に対しては、訂正請求、利用停止請求を行うこともできます。

前者は知る権利（憲法第 21 条）由来の制度ですが、後者はプライバシー権（憲法第 13 条）由来の制度であることから、このような差異が生じるものと考えられています。

なお、従前は、旧保護条例に基づく制度でしたが、令和 5 年 4 月 1 日から保護法が自治体にも適用されたことに伴い、保護法に基づく制度となりました。

### (3) 令和5年度運用状況

行政文書開示請求及び自己を本人とする保有個人情報についての開示請求、訂正請求、利用停止請求の実績は次のとおりです（以下これらの請求を合わせて「開示請求等」といいます。）。

#### ア 本運用状況報告における文書等

「請求文書件数」及び「開示請求書数」に分けて統計をとっています。

「請求文書件数」は、実施機関が対象文書として特定した文書の件数で、ページ数に関係なく1文書を1件として算出しています。

「開示請求書数」は、請求者が実施機関に提出した請求書の数です。

#### イ 開示請求等の請求状況

##### (ア) 件数

令和5年度の請求文書件数は22,162件（開示請求書数は3,645件）となっており、令和4年度と比較して請求文書件数は13,714件の減、開示請求書数は1,214件の減となりました（表1、表2参照）。

##### (イ) 分野別の請求状況

分野別の請求状況をみると、「教育」が2,636件と最も多く、以下「保健・医療」が1,739件、「福祉」が1,501件となっています。

この上位3分野について令和4年度と比較してみると、「教育」は1,602件の増、「保健・医療」は763件の増、「福祉」は688件の減となりました（表3参照）。

実施機関別の請求状況については、表4を参照してください。

#### ウ 開示請求等の処理状況

##### (ア) 開示率

令和5年度の開示率（請求文書件数に対する全部開示及び一部開示の割合）は91.9%であり、前年度と比較して2.2ポイント低くなっています（表5参照）。

##### (イ) 決定期間の延長

開示等の決定に当たり、文書が大量であること、内容が複雑で判断に時間を要するなどの理由により、決定期間を延長して処理した請求文書件数は10,859件（開示請求書数は331件）で、全体の48.9%（開示請求書数の9.0%）になっており、前年度の請求文書件数25,626件（開示請求書数は577件）と比較すると、請求文書件数は14,767件の減、開示請求書数は246件の減となっています。

##### (ウ) 開示請求権の濫用の状況

情報公開条例第5条は、開示請求権の濫用を禁じていますが、令和5年度は404件の請求が濫用に当たるとされました。

#### エ 保有個人情報の簡易な手続による本人提供の状況

保有個人情報の簡易な手続による本人提供とは、保護条例に基づき、実施機関が保有する本人の情報を、本人の口頭などの請求により提供する制度です。令和5年度は、職員の採用試験及び採用選考、市立併設型中学校の適性試験等において実施しました。

令和5年度の簡易提供件数は全体で922件となっており、前年度の973件と比較して51件の

減となっています（表 7 参照）。

## オ 積極的な情報の公表と提供の状況

横浜市の積極的な情報の公表と提供に関する要綱（平成 15 年 3 月制定）に基づき、市政に関する情報について、市民に積極的に公表、提供しています。

「公表」とは要綱上義務がある情報を、「提供」とは要綱上の義務がない情報を、市民の利用に供することを指します。

情報の公表の登録数は 683 件、情報の提供の登録数は 3,245 件となっています（表 8 参照）。

## カ 会議の公開状況

公開対象となる附属機関は、316 機関あります。その中で、横浜市介護認定審査会など、審議内容が個人情報等に関するため原則的に非公開としている 28 機関を除いた会議の開催総数は 541 回で、そのうち 260 回が公開され、公開率は 48.1%となっています。

なお、原則非公開としている機関を含めると、会議は 4,295 回開催されており、公開率は 6.1%となります（表 9 参照）。

## キ 出資法人等の情報公開状況

令和 6 年 3 月 31 日現在、出資法人等は 27 ありますが、うち 6 の出資法人等に対して、各出資法人等が定める情報公開規程に基づき 104 件の開示申出がありました（表 10 参照）。

また、6 の出資法人等に対して、保護法に基づき合計 27 件の保有個人データの開示請求等がありました（表 11 参照）。

**表 1 請求文書件数**

(単位：件)

年 度	請求文書件数※
令和 5 年度	22, 162
令和 4 年度	35, 876
令和 3 年度	61, 489

※ 令和 3 年度及び 4 年度の運用状況の取りまとめ後に開示決定等が行われた結果を反映させたため、過年度運用状況報告書の件数と相違があります（表 3～5 において同じ）。

**表 2 請求書数**

(単位：件)

区 分	受付窓口			合 計
	市民情報センター (窓口・郵送)	区 役 所 (窓口・郵送)	電子申請・届出 システム	
行政文書の開示請求	977	596	1,042	2,615
保有個人情報の開示請求	165	856	3	1,024
保有個人情報の訂正請求	2	4	-	6
保有個人情報の利用停止 請求	-	-	-	-
合 計	1,144	1,456	1,045	3,645

**(参考) 過年度の請求書数**

(単位：件)

年 度	開示請求書数
令和 4 年度	4,859
令和 3 年度	5,011

表3 分野別の請求状況（文書件数）

（単位：件）

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
環 境・衛 生	881 [6]	589 [23]	3,750 [33]
福 祉	1,501 [850]	2,189 [1,956]	3,066 [2,082]
道 路	166 [13]	870 [33]	1,678 [47]
保 健・医 療	1,739 [138]	976 [668]	1,230 [731]
教 育	2,636 [328]	1,034 [178]	899 [139]
地 域 振 興	283 [0]	691 [2]	604 [0]
防 災	197 [39]	967 [71]	599 [42]
建 築	510 [7]	683 [10]	598 [11]
戸籍・住民登録	456 [439]	1,172 [329]	567 [488]
上 下 水 道	226 [2]	115 [2]	257 [1]
公 園・緑 地	1,137 [10]	299 [7]	168 [0]
地 下 鉄・バ ス	316 [0]	135 [0]	164 [0]
都 市 計 画	179 [0]	353 [0]	152 [0]
河 川・港 湾	68 [0]	160 [0]	141 [0]
産 業・経 済	260 [0]	55 [0]	37 [0]
そ の 他	11,607 [684]	25,588 [968]	47,579 [679]
総 計	22,162 [2,516]	35,876 [4,247]	61,489 [4,253]

[ ] の数値は、保有個人情報の開示請求等の件数（内数）

（参考）分野別請求の具体例

分 野	主な請求文書の例
環 境・衛 生	建設リサイクル法に基づく届出書、各種清掃委託等の金額入り設計書
福 祉	介護保険認定審査会資料、ケース記録
道 路	各種道路工事等の金額入り設計書、道路占用許可関係書類
保 健・医 療	診療報酬明細書、診療録
教 育	教育委員会会議の会議録、心理検査報告書、学校長候補者選考実施要領

表4 実施機関別の請求状況（文書件数）

（単位：件）

実施機関	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
市長	16,637	[1,833]	16,557	[3,413]	50,473	[3,796]
区役所	5,791	[1,066]	5,479	[2,625]	19,542	[2,858]
温暖化対策統括本部	46	[0]	85	[0]	404	[0]
デジタル統括本部	179	[0]	116	[0]	94	[0]
政策局	811	[0]	638	[1]	1,367	[0]
総務局	1,631	[187]	1,428	[51]	2,876	[14]
財政局	83	[9]	150	[12]	811	[20]
市民局	828	[39]	1,217	[97]	1,211	[65]
にぎわいスポーツ文化局	297	[0]	38	[0]	874	[0]
経済局	573	[0]	113	[0]	927	[0]
こども青少年局	927	[247]	1,388	[274]	2,702	[430]
健康福祉局	772	[181]	1,010	[161]	6,041	[165]
医療局	1,307	[44]	224	[0]	225	[0]
環境創造局	1,492	[22]	664	[45]	3,611	[50]
資源循環局	161	[0]	401	[19]	4,464	[32]
建築局	666	[23]	1,273	[66]	1,984	[74]
都市整備局	439	[6]	1,239	[0]	1,395	[0]
道路局	333	[6]	772	[62]	1,355	[88]
港湾局	155	[3]	281	[0]	430	[0]
国際局	131	[0]	27	[0]	74	[0]
会計室	15	[0]	14	[0]	86	[0]
消防長	177	[40]	1,623	[73]	2,135	[42]
議長	321		43	[0]	158	[0]
公営企業管理者	755	[29]	500	[3]	2,410	[5]
水道局	221	[3]	307	[3]	1,428	[0]
交通局	122	[2]	144	[0]	935	[1]
医療局病院経営本部	412	[24]	49	[0]	47	[4]
教育委員会	3,366	[530]	16,919	[714]	3,851	[342]
選挙管理委員会	126	[1]	8	[0]	117	[0]
人事委員会	184	[52]	51	[38]	171	[17]
監査委員	126	[1]	111	[1]	58	[0]
農業委員会	9	[6]	5	[0]	2	[0]
固定資産評価審査委員会	15	[3]	4	[0]	2	[0]
公立大学法人横浜市立大学	446	[21]	55	[5]	2,112	[51]
総計	22,162	2,516	35,876	4,247	61,489	4,253

[ ] の数値は、保有個人情報の開示請求等の件数（内数）

※ 横浜市個人情報の保護に関する条例の全部改正があり、令和5年度から議長が実施機関から外れたため、保有個人情報の開示請求等の件数を計上しておりません。

**表5 開示率**

区 分	特定された文書数	開示及び一部開示の決定をした文書数	開 示 率
5年度	21,969件	20,189件	91.9%
4年度	35,489件	33,382件	94.1%
3年度	61,285件	58,843件	96.0%

取下げ、個人情報の訂正請求、利用停止請求の件数は含まれません。

**表6 開示請求等の処理状況（令和5年度）**

（単位：件）

区 分	請求文書件数	開 示	一部開示	不開示	取下げ
		（訂正、 利用停止）	（一部訂正、 利用一部停止）	（不訂正、 利用不停止）	
行政文書の開示請求	19,646	6,716	11,434	1,362	134
保有個人情報の開示請求	2,507	1,051	988	418	50
保有個人情報の訂正請求	9	0	0	9	0
保有個人情報の利用停止 請求	0	0	0	0	0
合 計	22,162	7,767	12,422	1,789	184

表7 保有個人情報の簡易な手続による本人提供の状況

《採用試験及び採用選考》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
横浜市技能職員採用選考	総務局人事課	一次 2件 二次 23件	一次・二次選考の各選考科目の得点、各選考段階の総合得点及び順位
市長部局助産師採用選考	こども青少年局 総務課	一次 0件 二次 0件	一次・二次選考の順位及び総合得点
横浜市看護職員採用選考	医療局病院経営本部人事課	0件	順位及び総合得点
横浜市企業職員（免許資格職）採用選考	医療局病院経営本部人事課	一次 1件 二次 0件	一次・二次選考の総合順位及び総合得点
医療局病院経営本部行政職員採用選考（市立病院で地域連携・相談業務を担当する職）	医療局病院経営本部人事課	0件	総合順位及び総合得点
医療局病院経営本部行政職員（病院総合事務）採用試験	医療局病院経営本部人事課	0件	総合順位及び総合得点
医療局病院経営本部障害のある人を対象とした会計年度任用職員採用選考	医療局病院経営本部人事課	0件	不合格者の総合順位及び総合得点
地下鉄運輸職員採用選考	交通局人事課	一次 3件 二次 5件	一次・二次選考の総合順位及び総合得点
地下鉄保守技術員採用選考	交通局人事課	一次 0件 二次 0件	一次・二次選考の総合順位及び総合得点
バス乗務員採用選考	交通局人事課	一次 2件 二次 4件	一次・二次選考の総合順位及び総合得点
バス乗務員【養成コース】採用選考	交通局人事課	0件	総合順位及び総合得点
バス乗務員【免許取得支援コース】採用選考	交通局人事課	0件	総合順位及び総合得点
バス整備員採用選考	交通局人事課	0件	総合順位及び総合得点
横浜市行政職員（大学卒程度）採用試験	人事委員会事務局 任用課	27件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市消防職員（大学卒程度）採用試験	人事委員会事務局 任用課	1件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市消防職員（高校卒程度）採用試験	人事委員会事務局 任用課	6件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市職員（社会人）採用試験	人事委員会事務局 任用課	16件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市行政職員（高校卒程度）採用試験	人事委員会事務局 任用課	4件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市行政職員（免許資格職）採用試験	人事委員会事務局 任用課	0件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市学校事務職員採用試験	人事委員会事務局 任用課	2件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市学校栄養職員採用試験	人事委員会事務局 任用課	4件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
横浜市消防職員（ヘリコプター操縦士）採用選考	消防局人事課	0件	総合順位、各選考科目の得点及び総合得点
横浜市消防職員（ヘリコプター整備士）採用選考	消防局人事課	——	総合順位、各選考科目の得点及び総合得点
横浜市消防職員（音楽隊指揮者）採用選考	消防局人事課	——	総合順位、各選考科目の得点及び総合得点
横浜市消防職員（音楽楽器演奏者）採用選考	消防局人事課	——	総合順位、各選考科目の得点及び総合得点
横浜市消防音楽隊会計年度任用職員採用選考	消防局横浜市民防災センター	0件	得点、区分別順位及び総合順位

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
横浜市民防災センター会計年度任用職員採用選考	消防局横浜市民防災センター	0 件	得点、区分別順位及び総合順位
横浜市企業職員（高校卒程度）採用試験	人事委員会事務局任用課	0 件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
就職氷河期世代を対象とした横浜市職員採用試験	人事委員会事務局任用課	16 件	一次試験の総合順位、各試験科目の得点及び総合得点
公立大学法人横浜市立大学看護職員採用試験	公立大学法人横浜市立大学医学・病院統括部職員課	4 件	順位及び得点
公立大学法人横浜市立大学職員採用選考	公立大学法人横浜市立大学総務部人事課	4 件	順位

#### 《昇任試験》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
係長昇任試験（B区分・保育士区分）	人事委員会事務局任用課	9 件	不合格者の総合順位
消防司令昇任試験（B区分）	人事委員会事務局任用課	4 件	不合格者の総合順位

#### 《資格試験》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
横浜市中央卸売市場せり人登録試験	経済局中央卸売市場本場経営支援課、食肉市場運営課	一次 0 件 二次 0 件	一次試験及び二次試験の得点
除害施設等管理責任者資格認定講習効果測定	環境創造局水・土壌環境課	3 件	効果測定の得点

#### 《入学試験》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
公立大学法人横浜市立大学一般選抜入学試験	公立大学法人横浜市立大学アドミッション課	73 件	第二次試験不合格者の総合ランク
横浜市立高等特別支援学校等（横浜市立日野中央高等特別支援学校、横浜市立二つ橋高等特別支援学校及び横浜市立若葉台特別支援学校知的障害教育部門高等部）入学選抜	教育委員会事務局特別支援教育課	41 件	検査別得点
横浜市立高等学校転入・編入学者選抜（学力検査）	教育委員会事務局高校教育課	0 件	科目別得点及び総合得点
横浜市立併設型中学校適性検査	教育委員会事務局高校教育課	560 件	適性検査の総得点

#### 《介護保険認定》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
要介護認定及び要支援認定	健康福祉局介護保険課	97 件	認定調査票（概況調査）、認定調査票（特記事項）及び介護認定審査会資料（基本調査結果及び一次判定結果）

《障害支援区分認定》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
障害支援区分認定	健康福祉局障害施策推進課	4件	認定調査票（概況調査）、認定調査票（特記事項）及び障害支援区分認定審査会資料（基本調査結果及び一次判定結果）

《奨学金貸与》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
医療局病院経営本部看護学生奨学金貸与事業	医療局病院経営本部人事課	0件	不合格者の総合順位及び合計点

《その他》

名 称	所 管 課	請求件数	開 示 内 容
横浜市世界を目指す若者応援事業における審査	国際局政策総務課	0件	補助を決定されなかった者の総合順位及び総合得点
横浜市立高校生のための海外大学進学支援プログラム	教育委員会事務局高校教育課	一次 0件 二次 7件	一次選考における英語力検査の技能別得点及び書類審査の得点並びに二次選考における面接の得点

表8 情報公表・提供の届出数

(単位：件)

区 分		新規届出		閲覧可能総数
公 表	1号(基本計画・指針関係)	16	272	683
	2号(規制に関する条例関係)	3		
	3号(横浜市経営会議関係)	2		
	4号(附属機関関係)	244		
	5号(財務関係)	7		
提 供		441		3,245

表9 会議の公開状況

開催総数※ (a)	公開・非公開の状況		傍聴者数	公開率 (b/a)
	公開された会議の回数 (b)	非公開とされた会議の回数		
541回	260回	281回	延499人	48.1%

※ 開催総数には、横浜市介護認定審査会など、審議内容が個人情報等に関するため原則的に非公開としている附属機関（28機関）の会議は含まれていません。これを含めると、4,295回になります（公開率6.1%）。

表10 出資法人等の情報公開の実施状況（令和5年度）

団 体 名	開示申出件数	回 答 区 分
公益財団法人横浜市資源循環公社	2 件	開示
横浜市住宅供給公社	9 件	開示
公益財団法人横浜市建築保全公社	83 件	開示・一部開示
横浜港埠頭株式会社	8 件	開示・不開示
公益財団法人帆船日本丸記念財団	1 件	開示
公益財団法人よこはま学校食育財団	1 件	一部開示
合 計	104 件	

表11 出資法人等の保有個人データの開示請求等の実施状況（令和5年度）

団 体 名	開示請求等件数	回 答 区 分
公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	2 件	一部開示
公益財団法人横浜市スポーツ協会	6 件	開示
公益財団法人横浜市消費者協会	2 件	一部開示
公益財団法人横浜市総合保健医療財団	8 件	開示・一部開示・不開示
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	8 件	開示・一部開示
横浜高速鉄道株式会社	1 件	開示
合 計	27 件	

## 2 個人情報保護制度

## (1) 横浜市個人情報の保護制度のあらまし

### ア 横浜市個人情報の保護に関する条例の趣旨・目的

我が国における個人情報保護の歴史も、自治体から始まりました。

国においては、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律は昭和63年に、個人情報の保護に関する法律は平成15年に制定されましたが、東京都国立市では電子計算組織の運営に関する条例を昭和50年に、福岡県春日市では個人情報保護条例を昭和59年に制定しています（都道府県レベルでは平成2年の神奈川県個人情報保護条例が元祖）。

現代社会は、情報処理の高度化が進み、市民生活に多くの利便性をもたらしていますが、同時に、個人情報が大量に収集、蓄積され、流通することによって、プライバシーが侵害される危険性も高まっています。

横浜市では、平成元年に横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例を制定しましたが、総合的な保護制度を確立するためこれを全部改正し、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号）を制定しました。

### イ 平成17年度全部改正の概要説明

平成17年4月1日には保護法が全面施行されたため、当該条例を全部改正し、旧保護条例を平成19年4月1日から施行し、保護施策の一層の充実を図りました。

<主な改正点>

「個人情報」の定義を見直したほか、次のような改正を行いました。

- ・ 「本人開示請求」「訂正請求」「是正の申出」に加え、新たに「利用停止請求」を追加
- ・ 個人情報相談窓口の設置
- ・ 横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に、市からの諮問に基づかない自己発議の権能を追加
- ・ 市の保有する個人情報を扱う者に対する罰則の強化

### ウ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の趣旨・目的

社会保障・税番号制度の導入により、横浜市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）に基づき必要な事項を定めるため、平成27年9月に横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。以下「番号条例」といいます。）を制定しました。ここでは、特定個人情報の利用及び提供の制限等に関し、旧保護条例の特例を定めていました。

### エ 平成29年度一部改正の概要説明

保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が改正され、平成29年5月30日に施行されたことに伴い、旧保護条例の一部を改正しました。

<主な改正点>

- ・ 指紋データや旅券番号等の「個人識別符号」を新たに定義し、個人識別符号が含まれる情報は個人情報に該当することを明確化
- ・ 人種、信条、社会的身分などの、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ

ないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、新たに「要配慮個人情報」の定義を設けるとともに、個人情報取扱事務開始届及び個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することを規定

- ・ 全ての出資法人等に個人情報保護法が適用されることになり、安全管理措置を講ずべきこと等が義務付けられたことから、出資法人等に関する条例上の規定を整理
- ・ 実施機関の職員の明確化
- ・ 再受託事務従事者及び派遣労働者に係る規定の明確化

## オ 令和4年度全部改正の概要説明

令和5年4月1日から、保護法が自治体にも適用されることとなりました。従前は、個人情報等の定義も、その取扱いに関する基本的ルールも、自治体ごとに条例で定めていましたが、保護法に基づき全国共通の扱いがなされることとなりました。

この大変革に対応するため、旧保護条例を全部改正し、保護条例が令和5年4月1日から施行しています。

横浜市独自の内部手続や、保護法が条例に委任した事項について規定しています。

<主な内容>

- ・ 個人情報を取り扱う事務を開始する際の届出事項
- ・ 審議会への報告事項
- ・ 保有個人情報の開示請求に係る開示の実施方法及び手数料
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

## (2) 横浜市の個人情報保護制度の内容

### ア 実施機関（保護条例第2条第2項）

個人情報保護制度を実施する機関は、保護法第2条第11項第2号の地方公共団体の機関である市長、公営企業管理者（水道事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに市が設立した地方独立行政法人（公立大学法人横浜市立大学）です。

## イ 実施機関の基本方針

### (ア) 適切な収集（保護条例第3条第1項）

保護法第3条に規定する「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」という基本理念を踏まえて、個人情報を本人以外のものから収集するときや、人種、信条及び社会的身分に関する個人情報を収集するときには、収集の必要性を適切に検討すべきことを定めています。

### (イ) 速やかな開示決定等（保護条例第3条第2項）

開示決定等までの期間の長期化を防ぐため、保護法に定める期限（30日以内）にかかわらず、速やかな開示決定等に努めることとしています。

## ウ 個人情報を取り扱う事務（保護条例第4条）

実施機関が個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あ

らかじめ市長に届け出なければなりません。届け出た事項を変更しようとするとき、届け出た事務を廃止したときも同様です。

「個人情報を取り扱う事務開始届出書」は、個人情報を取り扱う事務の名称、利用目的、対象者の範囲、取扱項目、収集方法、要配慮個人情報の有無等を記載したもので、市民情報センターで公表しています。

## エ 審議会への報告（保護条例第5条）

個人情報保護の重要性が特に高いものとして、次の場合には審議会に報告することとし、審議会は意見を述べることができます。

- ・ 個人情報を取り扱う事務の実施機関以外のものへの委託
- ・ 学術研究機関等への個人データの提供
- ・ 統計の作成又は学術研究の目的などのための保有個人情報の提供
- ・ 特別の理由があることを理由とした保有個人情報の提供
- ・ 個人情報ファイル簿の作成、変更及び削除
- ・ 行政機関等匿名加工情報に係る提案

## オ 特定個人情報保護評価における意見の聴取（番号条例第5条）

実施機関及び市会議長は、番号法第28条第1項に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときは、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、審議会の意見を聴くものとされています。

### (3) 審議会（保護条例第9条）

保護条例第9条に基づいて設置された附属機関です。学識経験者等で構成され、保護条例及び番号条例に基づき、市の個人情報保護に関する各種事項について審議を行い、報告を受け、必要な意見を述べることができます。（表1参照）

### (4) 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（保護条例第10条）

保護条例第10条に基づいて設置された審議会の部会です。

学識経験者又は実務経験者で構成され、横浜市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報保護の推進に資するため、事務の実地調査及び評価を行います。調査結果等は審議会及び市長宛てに報告します。（表2参照）

## (5) 令和5年度運用状況

### ア 実施機関別の個人情報を取り扱う事務開始届出

令和5年度に実施機関から提出された事務開始届は172件です（表3参照）。

### イ 個人情報保護に関する相談

令和5年度の個人情報の保護に関する相談は20件です。内訳は、個人からの相談が20件、事業者等団体からの相談が0件でした（表4参照）。

## ウ 審議会の活動状況

平成12年6月1日から令和6年3月31日までに、216回開催しました。令和5年度は9回開催し、審議件数は6件、報告件数が1,290件です。報告案件の中では個人情報ファイル簿の作成に関する報告が最も多く、415件となっています（表5参照）。

個々の審議会の付議事項については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/hogoshingikai/shingikaikaigiroku.html>

## エ 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会

平成17年10月に設置されてから18件の実地調査報告を行っており、平成23年度には横浜市における漏えい事故の分析とその対応策に関する提言書を提出しています。

令和5年度には小学校及び中学校における個人情報取扱事務の実地調査を行い、実地調査報告書を提出しました（表6参照）。

## オ 個人情報の漏えい事故等の公表及びその例外

横浜市では、個人情報の漏えい事故等については原則として公表し、審議会に報告しています。

令和5年度の漏えい事故件数は357件となり、2年連続で減少しています（表7参照）。事故の態様としては、誤送付が約3割、誤交付が約2割を占めており、着実にダブルチェック等を実施することにより防げたものが多いと考えられます。

また、要配慮個人情報の漏えい事故等の場合は、保護法第68条第1項に基づき国の個人情報保護委員会に報告することとされており、令和5年度は74件行っています。

なお、公表することによって個人の生命、身体又は財産が侵害される等の具体的なおそれがある場合は、審議会の意見を聴いた上で非公表にすることとしています。令和5年度は、1件審議会に報告したところ、「事案の全部を非公表とすることが妥当である」との意見がありました。

### 【非公表事案の原因の概要】

- ・ 住民票の写しの交付制限等の申し出に対する措置が不十分であった。

## カ 行政機関等匿名加工情報

保護法適用に伴い、横浜市においても行政機関等匿名加工情報制度が導入されました。

令和5年度は、201件の個人情報ファイル（本市が保有するファイル415件のうち、対象外となるものを除いた全ファイル）について提案募集を行い、2件の提案がありましたが、その後に取り下げられたため、提供実績はありませんでした。

**表 1 横浜市個人情報保護審議会委員名簿（50音順）**

氏 名	職 名 等
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
○ 加島 保路	前東京都国民健康保険団体連合会専務理事
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学学長
鈴木 智子	公認会計士
◎ 中村 俊規	弁護士
永井 恒雄	人権擁護委員
三品 篤	弁護士
吉田 仁美	関東学院大学法学部教授

※ ◎は会長、○は会長職務代理者

**表 2 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会委員名簿（50音順）**

氏 名	職 名 等
◎加島 保路	前東京都国民健康保険団体連合会専務理事
大立目 雅之	株式会社横浜銀行 リスク管理部コンプライアンス企画グループ グループ長
齋藤 宙也	弁護士
○砂川 佳子	公認会計士、税理士
寺田 麻佑	国立大学法人一橋大学 ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター 教授
松 美奈子	中小企業診断士

※◎は委員長、○は委員長職務代理者

表3 実施機関別の事務開始届出状況

(単位：件)

実施機関	令和5年度	令和4年度	令和3年度
市長	158	85	61
鶴見区	3	2	1
神奈川区	1	1	1
西区	0	1	1
中区	2	2	1
南区	2	2	3
港南区	3	2	2
保土ヶ谷区	1	1	1
旭区	3	0	0
磯子区	5	6	1
金沢区	0	1	1
港北区	4	1	0
緑区	0	0	2
青葉区	0	3	2
都筑区	1	0	2
戸塚区	2	2	1
栄区	3	1	0
泉区	1	0	2
瀬谷区	1	0	2
温暖化対策統括本部	2	1	1
デジタル統括本部	1	2	0
政策局	2	5	1
総務局	3	2	1
財政局	2	1	1
国際局	4	2	0
市民局	3	2	1
にぎわいスポーツ文化局（旧文化観光局）	2	2	0
経済局	28	6	7
こども青少年局	7	3	5
健康福祉局	17	15	7
医療局	4	2	3
環境創造局	27	5	6
資源循環局	12	2	0
建築局	5	7	1
都市整備局	5	2	1
道路局	0	1	2
港湾局	2	0	1
会計室	0	0	0
消防長	5	2	2
議長（※）		0	1
公営企業管理者	2	4	6
水道局	1	2	2
交通局	0	2	4
医療局病院経営本部	1	0	0
教育委員会	3	4	3
選挙管理委員会	2	0	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
公立大学法人横浜市立大学	2	3	9
総計	172	98	82

※令和4年度における横浜市個人情報の保護に関する条例の全部改正により議長が実施機関から外れたため、令和5年度の届出数を計上しておりません。

表4 個人情報保護に関する相談状況

(単位：件)

	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
	個人	事業者	計	個人	事業者	計	個人	事業者	計
合計	20	0	20	74	1	75	108	4	112

表5 審議及び報告件数

## 審議件数

(単位：件)

項目	内容	根拠	5年度
特定個人情報保護評価	番号法に基づく特定個人情報保護評価における意見の聴取	番号条例第5条	6
個人情報保護に関する重要事項の審議等	実施機関等の諮問による重要事項の審議	第9条第2項	0
合計			6

## 報告件数

項目	内容	根拠	5年度
個人情報取扱事務の届出	開始届	第4条第4項	172
	変更届		257
個人情報保護審議会への報告	事務の委託	第5条第1項第1号	394
個人データの外部提供		第5条第1項第2号	0
保有個人情報の外部提供		第5条第1項第3号	3
個人情報ファイル簿の作成		第5条第1項第4号	415
個人情報ファイル簿の変更		第5条第1項第5号	29
個人情報ファイル簿の記載の消除		第5条第1項第6号	17
行政機関等匿名加工情報に係る提案		第5条第1項第7号	0
その他個人情報の保護に関して必要と認める事項		第5条第2項	3
合計			1,290

※ (1)オ記載の条例改正により審議事項も大きく変更になったため、令和5年度実績のみ掲載しています。

**表 6 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開催状況（令和5年度）**

開催日	会議	議 事 の 内 容
R5. 6. 2	第 1 回	1 前回会議録の承認 2 実地調査対象事務について 3 実地調査対象における漏えい事故について 4 その他
R5. 7. 7	第 2 回	1 前回会議録の承認 2 実地調査対象事務について 3 実地調査対象の調査項目検討 4 実地調査当日のスケジュールについて 5 その他
R5. 7. 21	-	実地調査（小学校及び中学校における個人情報取扱事務）
R5. 9. 12	第 3 回	1 前回会議録の承認 2 令和5年度報告書案について 3 その他
R5. 10. 6	第 4 回	1 前回会議録の承認 2 令和5年度報告書案について 3 令和6年度実地調査対象の選定について 4 その他
R6. 2. 16	第 5 回	1 前回会議録の承認 2 令和5年度実地調査報告書の意見に対する措置結果報告について 3 令和6年度実地調査対象の選定について 4 令和6年度活動予定について 5 その他

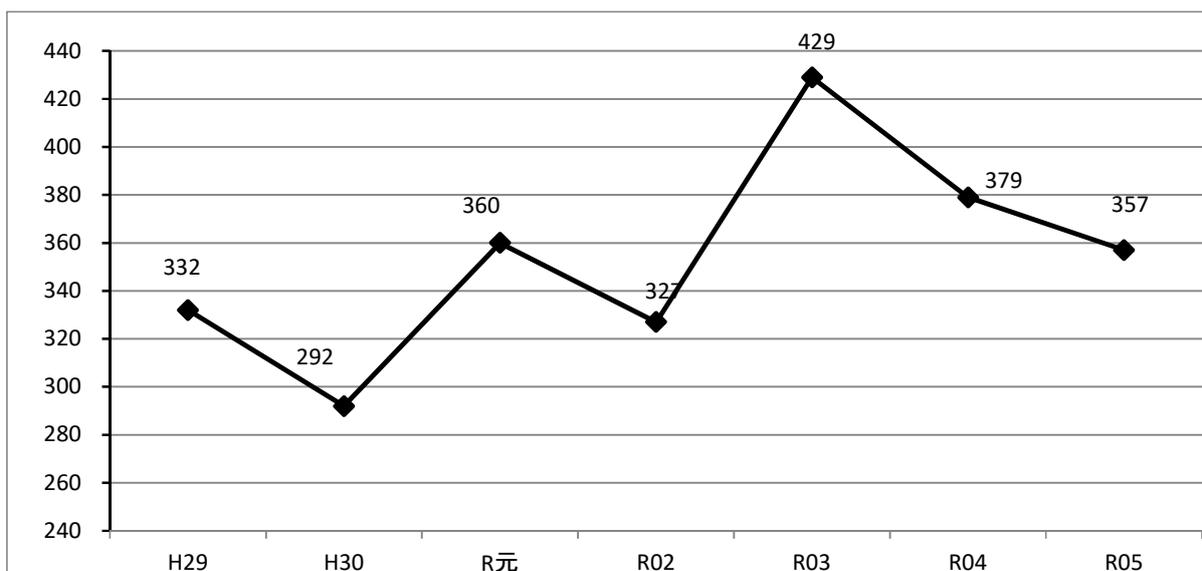
表7 個人情報漏えい事故件数

事案種類	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数 (件)	割合 (%)												
誤送付	103	31.0	91	31.2	124	34.4	112	34.3	138	32.2	111	29.3	99	27.7
誤交付	67	20.2	35	12.0	56	15.6	53	16.2	51	11.9	80	21.1	68	19.0
誤記載	12	3.6	7	2.4	6	1.7	1	0.3	0	0	2	0.5	0	0
紛失	29	8.7	34	11.6	32	8.9	43	13.1	53	12.4	59	15.6	53	14.8
処理誤り	23	6.9	22	7.5	20	5.6	19	5.8	40	9.3	24	6.3	32	9.0
指定管理者・委託先	95	28.6	103	35.3	122	33.9	98	30.0	147	34.3	103	27.2	105	29.4
その他	3	0.9	0	0	0	0	1	0.3	0	0	0	0	0	0
計	332		292		360		327		429		379		357	
うち保護法に基づく報告※1	-		-		-		-		-		-		74	
マイナンバーに係る事故	6		5		5		4		4		8		6	
うち番号法に基づく報告※2	0		0		0		0		0		1		0	

※1 保護法第68条第1項に基づく報告(令和5年度から地方公共団体も対象)

※2 番号法第29条の4第1項に基づく報告

個人情報漏えい事故件数の推移



### 3 審査請求の処理状況

## (1) 情報公開に係る審査請求制度の概要

### ア 審査請求に係る規定（情報公開条例第19条、保護法第105条第3項の規定に読み替えて準用する同条第1項、市会保護条例第47条第1項）

開示決定等に係る審査請求は実施機関に対して行われますが、審査の中立性・公正性を確保するため、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問し、その答申を尊重して裁決を行う仕組みを採用しています。

なお、次の場合は、審査会への諮問は不要です。

(ア) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(イ) 裁決で審査請求の全部を認容するとき。ただし、不開示決定に係る審査請求については、行政文書（保有個人情報）の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

### イ 審査会の設置等（情報公開条例第22条～第28条）

審査会は、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき設置された附属機関です。保有個人情報関係の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく機関としても位置付けられています。

学識経験者等で構成され、開示決定等に係る審査請求についての諮問及び情報公開に関する事項についての実施機関の諮問に応じて答申をします。また、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

第一から第四部会まで及び制度運用調査部会の5つの部会を設置しています（表1参照）。

## (2) 令和5年度運用状況

### ア 審査請求の処理状況

開示決定等に関し、令和5年度に申し立てられた審査請求が467件、前年度から継続していたものが419件あり、令和5年度中に取り扱った審査請求は合計886件となります。このうち、令和5年度に答申したものが66件、実施機関において認容又は却下したもの若しくは請求者において審査請求を取下げられたものが561件あるため、令和5年度に処理された審査請求は合計627件となり、259件が翌年度に継続となっています（表2及び表3参照）。

実施機関において、受け付けた審査請求の審査会への諮問や、答申を受けてからの裁決は、特段の事情のない限り30日以内に行うこととしています。

行政不服審査法第31条第1項に基づく口頭意見陳述の実施に時間を要する等の特段の事情がある場合には、90日以内の諮問でも可としていますが、令和5年度は、90日を超過した案件が1件ありました。

### イ 審査会の活動状況

審査会は、令和5年度に部会を47回開催しました（制度運用調査部会は開催実績なし）。答申のうち、原処分を維持としたものは54件、原処分の変更等を求めたものは12件となっています（逆転率18.2%）。原処分の変更等を求めたものには、開示範囲を拡大すべきとしたもの、改めて文書を特定した上で開示・非開示の決定をすべきとしたものがあります（表4参照）。実施機関からは、いずれも答申の趣旨を尊重した裁決がなされています。

※ 答申の全文は市のウェブサイトでご覧いただけます。（<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>）

表 1-1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名 等
<input type="radio"/> 金子 正史	元同志社大学法科大学院教授 獨協大学名誉教授
金井 恵里可	文教大学国際学部教授
松村 雅生	日本大学大学院法務研究科客員教授
飯島 奈津子	弁護士
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
久保 博道	弁護士
齋藤 宙也	弁護士
久末 弥生	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授

(○は会長職務代理者)

※会長であった藤原委員の令和5年12月31日付の辞職に伴い欠員状態

表 1-2 横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第一部会委員名簿

氏 名	職 名 等
<input type="checkbox"/> 松村 雅生	日本大学大学院法務研究科客員教授
齋藤 宙也	弁護士
久末 弥生	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授

(□は部会長)

表 1-3 横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会委員名簿

氏 名	職 名 等
<input type="checkbox"/> 金子 正史	元同志社大学法科大学院教授 獨協大学名誉教授
飯島 奈津子	弁護士
齋藤 宙也	弁護士

(□は部会長)

表 1-4 横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第三部会委員名簿

氏 名	職 名 等
<input type="checkbox"/> 金 井 恵 里 可	文教大学国際学部教授
飯 島 奈 津 子	弁護士
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
久 保 博 道	弁護士

(は部会長)

表 1-5 横浜市情報公開・個人情報保護審査会 第四部会委員名簿

氏 名	職 名 等
<input type="checkbox"/> 松 村 雅 生	日本大学大学院法務研究科客員教授
金 井 恵 里 可	文教大学国際学部教授
齋 藤 宙 也	弁護士

(は部会長)

表 1-6 横浜市情報公開・個人情報保護審査会 制度運用調査部会委員名簿

氏 名	職 名 等
金 子 正 史	元同志社大学法科大学院教授 獨協大学名誉教授
松 村 雅 生	日本大学大学院法務研究科客員教授

(は部会長)

※部会長であった藤原委員の令和5年12月31日付の辞職に伴い欠員状態

**表 2 審査請求件数の推移**

(単位：件)

年度	当年度の取扱件数 (a)		当年度の処理件数 (b)			次年度へ継続 (a-b)	
	前年度から継続	当年度の申立て	答申を経て裁決	答申を経ず認容・却下・取下げ			
令和5年度	886	419	467	627	66	561	259
令和4年度	2,091	1,164	927	1,672	155	1,517	419
令和3年度	1,663	1,032	631	499	485	14	1,164
令和2年度	1,157	721	436	125	109	16	1,032
令和元年度	1,460	1,178	282	739	696	43	721
5年間平均	1,451	903	549	732	302	430	719

**表 3 各年度に申し立てられた審査請求の処理状況**

(単位：件)

年度	審査請求	認容又は一部認容	棄却	却下	取下げ	未決定
令和5年度	467	1	1	354	3	108
令和4年度	927	0	0	611	2	314
令和3年度	631	1	0	8	0	622
令和2年度	436	0	0	12	4	420
令和元年度	282	10	15	34	9	214

**表 4 答申の内容の内訳**

(単位：件)

年度	答申件数	原処分維持		原処分変更・取消し	
		件数	割合	件数	割合
令和5年度	66	54	81.8%	12	18.2%
令和4年度	155	135	87.1%	20	12.9%
令和3年度	485	473	97.5%	12	2.5%
令和2年度	109	99	90.8%	10	9.2%
令和元年度	696	681	97.8%	15	2.2%
5年間平均	302	288	95.4%	14	4.6%

## 4 市民情報センター利用状況

## (1) 市民情報センターの概要

市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参加を積極的に進めていくためには、行政自らが積極的に情報提供をしていくことが必要です。

市民情報センターは、横浜市が発行する資料を中心に、市政に関する情報を広く提供するとともに、開示請求の受付、さらに開示を行う総合窓口として、昭和 62 年 12 月に市庁舎に設置され、令和 5 年度は延べ約 3 万 7 千人、1 日に平均 154 人が利用しています（表 1 参照）。

## (2) 市政情報の提供

横浜市の事務や組織、施設の紹介、各局の事業等に関する情報の提供を行っています。

令和 5 年度に利用者からの御相談等が多かったのは、「政策・国際・総務・財政」「市民・子ども青少年」「都市整備・道路」に関するものです（表 2 参照）。

## (3) 情報公開の案内・相談

行政文書の開示請求の受付窓口であり、情報公開制度に関する相談や請求手続等の説明も行っています。また、開示のための個室も用意しています。

## (4) 行政資料の閲覧・貸出

各種統計、調査報告書、基本計画、事業概要等の市が作成したものを中心に約 2 万 5 千点の資料を備え、どなたでも自由に閲覧することができます。一部を除き貸出しも行っており、令和 5 年度は、「医療・資源循環」「都市整備・道路」「環境・温暖化」の資料をはじめ、1,446 件の貸出しがありました（表 3 参照）。

また、横浜市のウェブサイト閲覧用のパソコンも設置しており、市の様々な情報を調べることができます。

## (5) パンフレットの配布

市が主催するイベントや講座、職員採用試験や市営住宅など各種の募集案内及び事業の PR を兼ねたパンフレット、リーフレット等を配布しています。

このほか、市の関係課から依頼がある場合等には、国、県、NPO 等の事業、イベントの案内等も配布しています。

## (6) 市政刊行物・グッズ販売コーナー

市が作成した刊行物をはじめ、都市計画図や地形図などを頒布しています。

令和 5 年度の実績は、「季刊誌『横濱』」(393 部) をトップに、「よこはまのいきものハンドブック」(316 部)、「横浜市立小学校用副読本 2022 年度版 わたしたちの横浜」(193 部) と続いています（表 4 参照）。

また、行政資料等を複写するためのコピー機（有償）も設置しています。

表1 市民情報センターの利用状況

区 分		利用者数 (人)	相談・案内 (件)	行政資料の 貸出 (件)	閲覧用パン コンの利用 (件)	市政刊行物・グッズ販売コーナー	
						売上件数 (件)	コピー件数 (件)
年間の 総件数	5年度	37,372	14,271	1,446	1,154	4,477	48,910
	4年度	39,162	13,547	1,479	1,088	5,553	49,171
	3年度	47,245	13,331	1,573	1,199	4,407	116,490
1日あた りの平均 件数	5年度	154	59	6	5	18	200
	4年度	162	56	7	5	23	202
	3年度	195	55	7	5	18	481

表2 相談・案内の分野別内訳

(単位：件)

情 報 分 野	令和5年度	令和4年度	令和3年度
市の機関・施設案内、観光・イベント案内	1,080	753	694
政策・国際・総務・財政	1,656	1,567	1,481
都市整備・道路	1,136	968	1,001
建築	779	663	842
文化観光	165	169	201
健康福祉	557	971	881
医療・資源循環	672	232	270
市民・こども青少年	1,440	1,128	1,155
教育・市立大学	569	460	562
区役所	512	782	648
環境・温暖化	994	843	1,151
人口・統計	58	102	71
水道	420	258	249
市会・選挙・人事・監査	96	111	109
経済	110	251	139
港湾	122	122	198
交通	156	137	132
消防	308	357	326
その他	3,441	3,673	3,221
件 数 合 計	14,271	13,547	13,331

表3 行政資料貸出の分野別内訳

情報分野	令和5年度	令和4年度	令和3年度
政策・国際・総務・財政	158	193	160
都市整備・道路	286	289	284
医療・資源循環	291	351	436
健康福祉	6	17	9
環境・温暖化	278	156	10
教育・市大	110	104	135
人口・統計	2	0	1
水道	248	244	317
文化観光	19	9	18
区役所	9	11	14
建築	17	41	138
経済	1	1	1
市会・選挙・人事・監査	6	8	23
市民・こども青少年	4	20	9
港湾	1	11	4
交通	0	1	0
消防	0	0	0
その他	10	23	14
件数合計	1,446	1,479	1,573

表4 販売数ベスト20（地図及び外郭団体等の作成する物品を除く。）

順位	刊行物名	販売数 (部)	発行
1	季刊誌「横濱」	393	政策局 広報課
2	よこはまのいきものハンドブック	316	環境創造局 環境科学研究所
3	横浜市立小学校用副読本2022年度版 わたしたちの横浜	193	教育委員会事務局 小中学校企画課
4	横浜市中期計画2022～2025	159	政策局 政策課
5	横浜版接続期カリキュラム実践事例集 第9集	136	こども青少年局 保育・教育支援課
6	育ちと学びをつなぐ 横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集	99	こども青少年局 保育・教育支援課
7	調査季報	95	政策局 政策課
8	横浜市立小学校用副読本2023年度版 わたしたちの横浜	91	教育委員会事務局 小中学校企画課
9	障害福祉のあんない2023	83	健康福祉局 障害施策推進課
10	川と海の生きものシリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち	65	環境創造局 環境科学研究所
11	川と海の生き物シリーズ7 よこはまの水辺の植物たち	57	環境創造局 環境科学研究所
12	川と海の生きものシリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川	53	環境創造局 環境科学研究所
13	川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち	43	環境創造局 環境科学研究所
14	Yokohama Express 第7版	41	教育委員会事務局 小中学校企画課
15	都筑区水と緑の散策マップ	38	都筑区 区政推進課
16	令和5年度予算案について	30	財政局 財政課
17	令和4年度横浜市民意識調査	22	政策局 政策課
18	横浜市史資料室報告書 令和四年度	21	総務局 行政マネジメント課
19	横浜金沢魅力帳 第5版	19	金沢区 地域振興課
20	栄区歴史散策マップ	18	栄区 地域振興課
20	報告書 震災復興と大横浜の時代	18	総務局 行政マネジメント課
20	横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）	18	健康福祉局 福祉保健課

## 横浜市の情報公開と個人情報保護

令和6年9月発行

発行・編集

横浜市市民局市民情報課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

Eメール sh-shiminjoho@city.yokohama.jp

TEL045(671)3882 FAX045(664)7201

ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/>